

通達甲（備・備・教）第7号
昭和39年5月22日

各 部長、参事官 殿
所 属 長

警 備 部 長

警視庁警備広報技能検定規程の制定について

このたび、警視庁警備広報技能検定規程（昭和39年5月22日訓令甲第10号。）が制定され、昭和39年6月1日から施行されることになったので、次の事項に留意して所属職員に周知徹底を図り、目的達成に努められたい。

命によって通達する。

記

制定の趣旨

警備現場における警察官の警備広報の習熟は、警備実施上必要不可欠のものであることにかんがみ、これらの正しい技能の普及と向上を図るとともに広報技能者の管理の適正を期するため制定されたものである。